

資金決済に関する法律に基づく利用者保護措置

弊社は、事業の破綻によって本サービスを利用することができなくなることによって生じるリスクから利用者の皆様を保護するために、資金決済法 14 条 1 項に基づいて、基準日未使用残高（毎年 3 月 31 日・9 月 30 日時点における未使用残高で、資金決済法 3 条 2 項に定めるところにより算出したものをいいます。）の 2 分の 1 以上の金額を供託しています。

利用者の皆様には、こちらの供託金（発行保証金）から、前払式支払手段に係る債権に関して、弊社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。

弊社は、資金決済法 14 条 1 項に基づく発行保証金について、法務局へ供託することにより、ご利用の皆様から預かっている資金の一部を保全しています。

弊社は、本プリペイドカードの紛失・盗難における補填はおこなっておりません。

ただし、カードデータ異常、使用機器の故障を起因とするものについては、お客様が利用することのできなくなった本プリペイドカードの残ポイント価額に相当する額を、お客様にご返金いたします。

株式会社メディウムジャパン

愛知県名古屋市中区新栄一丁目 4 番 14 号

フリーダイヤル 0120-89-8778